4　次に掲げる検査自動車（前三項又は第九十条の十四の規定の適用があるものを除く。）について平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

一　次に掲げる揮発油自動車

イ　乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二　次に掲げる軽油自動車

イ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第六項を削り、同条第七項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第九十条の十三中「平成二十七年四月三十日」を「平成三十年四月三十日」に改める。

第九十条の十四の見出し中「衝突被害軽減制動制御装置」を「車両安定性制御装置等」に改め、同条第一項中「（前二条の規定の適用があるものを除く。）」を削り、「衝突に対する安全性の向上を図るための装置」を「横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）」に、「平成二十四年五月一日（第一号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十五年四月一日）から平成二十七年四月三十日（同号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第三号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十六年十月三十一日）まで」を「平成二十七年五月一日から平成三十年四月三十日（第四号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十八年十月三十一日）まで」に改め、「同項」の下に「（第九十条の十二第二項から第四項までの各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）」を加え、「百分の五十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「超える」を「超え十二トン以下の」に改め、「限る」の下に「。第三項第一号及び第二号において「乗合自動車等」という」を、「道路運送車両法」の下に「第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同法」を加え、「制動装置に係る」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る」に改め、「（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）」を削り、「に適合する」を「（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合する」に改め、同項第二号中「八トンを超える」を「三・五トンを超え八トン以下の」に改め、「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で財務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第三号中「十三トンを超える」を「八トンを超え二十トン以下の」に改め、「（財務省令で定める牽引自動車に限る。）」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十八年二月一日」に、「制動装置保安基準で財務省令で定めるものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四　車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下の貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

第九十条の十四第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項第四号に掲げる検査自動車（第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。）のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成二十八年十一月一日から平成三十年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項（第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七条第一項）の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。